

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する被扶養者の方へ

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する被扶養者の方の給与収入について、厚生労働省通知に基づき、特例により下記のとおり取り扱いますのでご案内します。

特例対象者	収入の取扱い
医療職(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および救急救命士)の方※	ワクチン接種業務による給与収入は、収入確認の際に収入に算定しません。

※ワクチン接種会場や医療機関で、直接ワクチンの注射や予診、ワクチンの調整、接種後の経過観察等に有資格者として従事する医療職の方に限ります。

【対象期間】

- 令和3年4月から令和4年2月末まで(ワクチン接種の実施期間)
※令和4年2月の賃金が3月に支給された場合も特例措置の対象となります。

【収入確認方法】

- 本年度および来年度の被扶養者資格継続調査にて「雇用証明書」により収入状況等を報告いただきます。
- 証明が受けられない場合には、ワクチン接種業務に従事した事実を確認できる書類の提出をお願いする場合がありますので、保管くださるようお願いいたします。



特例対象者以外の方について

令和3年においても、新型コロナウイルス感染症の影響が原因で一時的に収入が増加し認定基準額を超えてしまった場合(収入月額が3ヵ月連続または3ヵ月平均して108,333円を超えた場合や、収入年額が130万円を超えた場合)でも、過去の収入および今後の勤務状況等を勘案し、直ちに資格取消とはしませんが、認定基準額超過期間については個別に判断します。

また、本年の資格継続調査後に、新型コロナウイルス感染症の影響により認定基準額を超えることになった場合は当組合までご連絡ください。確認書類をご提出いただき、認定の可否を判断します。

お問い合わせ先 医療健康課 TEL 029-301-1413

請求書等の押印見直しについて

当組合に提出いただく請求書等への押印を原則廃止しましたので、お知らせします。
ホームページの申請書類一覧に掲載している様式は、押印箇所のない様式に変更しています。
なお、貯金払戻請求書など一部の書類については、引き続き押印が必要となりますので、ご了承ください。

押印を廃止した様式は当組合ホームページ「共済組合からのお知らせ」でご確認いただけます。

